

み 監 第 44 号
令和6年10月24日

みやき町長 岡 毅 様

みやき町監査委員 最 所 一 志

みやき町監査委員 武 田 光 邦



令和6年度財政援助団体に対する監査結果の報告について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、本町の財政援助団体で、その額が1千万円を超える4団体（うち、1団体は22の個別団体で構成される「多面的機能支払交付金団体」）に対し、監査を行いましたので、その結果に関する報告書を別紙のとおり提出いたします。

(別紙)

令和6年度財政援助団体に対する監査結果報告書

第1 監査の概要

今般、実施した令和6年度の財政援助団体監査は、本町から財政援助を受けている団体のうち、その額が1千万円を超える4団体（うち、1団体は22の個別団体で構成される「多面的機能支払交付金団体」）に対し、本年10月、以下の要領で行った。

1 監査実施時期と対象団体名

(実施月日)		(団体名)
10月9日	(午前)	商工会
	(午後)	民生委員児童委員協議会
10月10日	(午前)	社会福祉協議会
	(午後)	多面的機能支払交付金団体

2 監査の着眼点

本監査は、町から独立した団体に関する監査であるので、町からの補助金等が、その補助目的に合致した内容で、適切かつ費消されているか否かと合わせて、記帳管理等が的確に実施されているかどうかに着目して行った。

3 監査の実施方法等

本監査の対象となる団体は、組織内部の監査以外に、国県等の監督や会計監査を受けることもあるため、上記着眼点からの適否等を判定できる範囲内での調査点検に止め、極力短時間で簡潔に行うこととした。

そこで、町所管課職員の立会いの下、極力当該団体の事務所に出向いて行った。監査手法としては、前年度における当該団体の活動状況と決算に関し、当該団体の責任者及び会計担当者とヒアリングを行うとともに、関係帳簿や預金通帳の点検確認を行った。

ただし、多面的機能支払交付金団体は、構成団体が22団体あるため、各構成団体ごとの活動の全容がほぼわかる書類一式の調査点検だけに止めた。

第2 監査の結果

今回、監査対象の4団体（実質25団体）では、町からの補助金や負担金名目の財政援助金は、その交付目的に沿って、概ね適正に費消されており、決算全体も預金通帳等と正確に符合していた。

町からの財政援助金等を含め、全般的に適切な管理運営がなされていると認められた。

以上